(第二版)（京城電報）（明治四十二年九月九日第三種郵便物認可）昭和八年一月一二日

臺灣新民報 夕刊

一月二十一日

經武部一課定例夕刊

發行兼編輯人 前田五郎
印刷人 前田四一
印刷所 臺北市榮町三丁目十二番地
發行所 臺北市榮町三丁目十二番地 臺灣新民報社
臺北支局 臺北市榮町三丁目十二番地 電話(三)五五〇番
臺中支局 臺中市綠川町一丁目 電話(三)二〇〇番
臺南支局 臺南市西門町二丁目 電話(三)一〇〇番
花蓮港支局 花蓮港街大字花蓮港廳前
大阪支局 大阪市南區安堂寺橋通三丁目 大阪ビルヂング内 電話(南)一〇〇五番
東京支局 東京市京橋區銀座三丁目 電話(京)一〇〇五番

井聯盟國削除のみで 我政府の諾否を求む

然も二十四時間の期限つき

廿一日の十九國委員會

【ゼネバ二十日發電通】新しく和協に立返るか四項適用に進むかの岐路に立ち且つサイモン英外相なくチエツコのベネシユ代表參加の微妙な空氣の裡に聯盟十九國特別委員會は二十日午後五時八分(臺灣時刻二十一日午前零時八分)非公開にて開會、協議約一時間半我代表部案に考慮を與へず十二月の決議原案より非聯盟國招請の件を削除せるものゝ諾否に就き東京政府より二十四時間內に回答されん事を希望する事に決し午後六時三十二分(臺灣時刻二十一日午前一時三十二分)散會した

【ゼネバ二十日發聯合】十九ケ國委員會は日本政府に對し非聯盟國招請の一項を除き十二月の決議案を日本が受諾するや否やの最終的回答をまつために二十四時間の猶豫をあたへ明二十二日午後零時迄に返答を提出すべきことを決定する筈に決した

【ゼネバ二十日發電通】本日の十九國委員會は約一時間半の秘密會の後直ちに十八日の委員會の決議を日本政府の回答未着なるを理由にその到着を待つことゝし散會、二十二日午後零時迄に日本が回答を提出するや否や更に委員會を開くことゝなつた

ドラモンド杉村兩氏は所謂ドラモンド杉村案を修正せる日本代表部案を提議したが委員會は日本が十八日委員會で決定せる非聯盟國招請の削除を削除せる十九國委員會決議案に對し諾否の回答をなすまでは和協の討議をなすは無意義と

ベネシユ氏が——果然會議をリード

エデン次官の睨みがきかぬ

【ゼネバ二十日發電通】本日の十九國委員會は約一時間半の秘密會の後直ちに十八日の委員會の決議を日本政府の回答未着なるを理由にその到着を待つことゝし散會、二十二日午後零時迄に日本が回答を提出するや否や更に委員會を開くことゝなつた

ドラモンド杉村案を修正せる日本代表部案を提議したが委員會は日本が十八日委員會で決定せる非聯盟國招請の削除を削除せる十九國委員會決議案に對し諾否の回答をなすまでは和協の討議をなすは無意義と

會議事內容

【ゼネバ二十日發電通】十九ケ國委員會後午後七時五十分左のコミユニケが公表された

十九ケ國委員會は本日午後會議を開いた、イーマンス氏は日本代表部が自身の發意に基き

通達し 來に提案を正式に受けたが、十八日十九國委員會

米露招請を含まぬ 決議案は受諾せず

支那代表部から聲明

來れ、米露の協力は缺も缺ましく且つ必要であり、米は國聯の支那調査委員會に代表されてゐるから聯盟は適當に米を招請する權利と義務あり、十九國委員會の決議案中には滿洲國の非承認非難問題に關する明文なき旨を

「依然希望は捨てぬ」

議長と會見後 松岡代表語る

我代表部よりの提案を審議したかつた事情は不滿であるが不審を主張した人が何人かを思へば同案に復歸を言うにも及ばず、イーマンス氏に我代表部案の內示せる際の親しみうる態度を思へばイーマンス・ドラモンド兩氏がこゝで和協の努力を中止、ようとは言はれぬ、成るべく早く國聯の輪外に出ぬ小國のみの單獨會議に決するとせば聯盟自らその無意義なることを暴露すること

コミユニケ發表

十九國委員會の散會後

する

可能性 に言及したものだかく委員會は日本に對し國際通告すべき條約を與ふるため明日迄委員會に決した、委員會は次回委員會に決した、委員會は次回迄に協定に到達する事は不可能なる事が判明した場合に執るべき手段につき意見の交換をした

米露招請を含まぬ 決議案は受諾せず

支那代表部から聲明

ければならぬ、支那、聯盟の根本問題に影響を及ぼす如き問題には參加關係を有し支那に對する適當の考慮を拂ひ支那の支那調査委員會に代表されてゐるから聯盟は適當に米を招請する權利と義務あり、十九國委員會の決議案中には滿洲國の非承認非難問題に關する明文なき旨を

「依然希望は捨てぬ」

議長と會見後 松岡代表語る

我代表部よりの提案を審議したかつた事情は不滿であるが不審を主張した人が何人かを思へば同案に復歸を言うにも及ばず、イーマンス氏に我代表部案の內示せる際の親しみうる態度を思へばイーマンス・ドラモンド兩氏がこゝで和協の努力を中止、ようとは言はれぬ、成るべく早く國聯の輪外に出ぬ小國のみの單獨會議に決するとせば聯盟自らその無意義なることを暴露すること

回答なくば報告書起草

總會は卅日に開會出來やう

【ゼネバ二十日發電通】本日の十九國委員會は遂に規約第十五條四項に依る勸告案起草委員會組織提案は採決に致らなかつたが若し日本の回答が二十一日午後四時まで到著せれば十九國委員會は日本政府の回答否定的なりと認定し、直ちに四項に依る報告案の起草に向ふものと解されて居り、委員會一般の空氣は兎も角も現實に總會が四項に依る勸告案を含む報告書を採擇するまでは和協可能なりとて勸告案起草を繰返すを許さざるため裁量權限を用ゐ最大限の讓歩を爲したものである、然して之が報告書は原則は斯くの如き解決のためすべしとの意見に傾き聯盟筋は總會は本月三十日開會は可能と見らる

我代表責任を負ひ

回訓前に最後案表示

細い點三項を讓歩して

【ゼネバ二十日發電通】總會代表の資格を有するイーマンス議長に提出の意見表示の內容は十六日の日本案に有力な基礎を與へるものなるに鑑みとあるを改め「有利な基礎を構成するものなるに鑑みとする

二、第一決議案の四項中、右原案が條案に於ける情勢進展に對しどの程度まで適用され得べきかを一定すること

鑑みとあるを改め「情勢進展に如何に適用され得べきかを云々とする

三、第三項末尾に「又右解決に關し、不戰條約、九國條約の規定に適合すべきものなるを確認しこれを得べしとの字句を新たに追加

四、理由書二項に「委員會は調査委員會の報告書の一部八章中より說明に必要な該當案を求むることを得べしとあるを「一切の事案と改むること

以上四點を讓歩すると同時に日本は非聯盟國招請は十九國委員會の意見に依棄されたるもので決議案に插入しなしとしてゐる

グルー米大使 外相を訪問

シンガーミシン爭議で

【東京二十一日發電通】昨日米大使グルー氏は二十日午後四時內田外相を訪ひシンガーミシン會社爭議に關する米國人生命保險會社の調停に關し意見を交換したが、尙ほ同會社の調停に關する新提案に關し米國本國政府の訓令を待つ爲め今回は具體的の話合ひをなすに至らなかつた

農村負債整理案の 說明を聽取

大藏當局が

【東京二十一日發電通】昨日總會の開會前に大藏省當局は二十日閣議に於ける農村負債整理組合法案の說明に關し石黑次官、小平國務局長等を招き說明を聽取したが問題の國家補償の點に就きては預金部が資金運用の點より慎重考慮を要する旨の意見があり、その外の總資方法に付き更に研究を加へ明

內海知事の 光榮

紀元節御會に 御召をうく

【東京二十一日發電通】昨日總會の開會前に大藏トヤノフスキー氏に二月半ばに歸國する關東廳長官相に二十日午後四時より大藏次官官舍に於て內海知事を招いた

駐露大使夫妻 を首相が招待

【東京二十一日發電通】駐露大使夫妻は二十日午後六時より大藏次官官舍に於て內海知事を招いた

比島の 聯盟引入運動

御召をうく

【ゼネバ二十日發電通】ヒリツピン獨立問題に關し米本國政府の意向を調査するや比島聯盟引入運動が行はれてゐる

その日その日

○……政治家は、內閣を取られた時の負け惜しみに「政權慾なんて」でないことを知つて欲しい

○……政治の要諦は、「待」の一字にあるなら少し長く、万人自他の爲めだから、本當に卑しむべきなら別

○……「大阪の隣りは何をする所ぞ」ぢやないが、一寸先の隣りは何をするか判らぬ、然し隣人にヨリ以上老いたのがあつて過ちしたのなんどもある

○……ゼネバ會議も、再出と同樣、いよ〳〵押し詰まつた、わが代表部の連人息の表示ものためであり、日本にとつて有利なる

○……本島新聞の上に、「國家に盡せる人の訃報」でないことを知つて欲しい、彼女も死ぬ時に「ああ面白かつた」と言ひたいだらう

○……支那依賴が、支那の國民に盡せる爲めの「國家依賴」でないことを知つて欲しい、彼女も死ぬ時に「ああ面白かつた」と言ひたいだらう

○……澁澤男爵が、一枚岩の財主さんおめでた

○……「大阪の隣りは何をする所ぞ」ぢやないが、一寸先の隣りは何をするか判らぬ、然し隣人にヨリ以上老いたのがあつて過ちしたのなんどもある

○……ブラジルの大統領選擧日迫りよ、ニヘン、世界の中には賴ういふ國もあるんですぜ

○……本島新聞の上に、「國家に盡せる人の訃報」でないことを知つて欲しい、彼女も死ぬ時に「ああ面白かつた」と言ひたいだらう

わが三代表が 今後の方針を協議

代表部案を以て邁進

【ゼネバ二十日發電通】松岡代表は代表ネシユ外相は國務省に於けるる我代表部案の公平且つ合理的內容が今後の國際的審議の基礎として最良なりとの確信を以て滿足なりとの確信を以て滿足なりとの確信を以て滿足

第六十四議會はけふ愈よ本開き

貴族院で首相外相が演説

【東京二十一日發電通】休會明二十一日の貴族院本會議は午前十時十分より開かれ六十四議會は愈々本開きとなつた、初めての通常議會に臨む首相、外相の施政方針演説と本會議の前途を卜する二荒伯の質問を聽くべく傍聽席は滿員の盛況である、十時五分振鈴と共に齋藤首相以下國務大臣ずらりと雛壇に顯を並べる議席も六分の入り、十時十分德川議長開會を宣し先つ九條道實公薨去の時貴族院を代表し皇太后陛下に弔辭を呈したいと諮り異議なく可決、次で議長は齋藤首相を席に、首相は非常時內閣として最初の本格的施政方針に就き一言すべく登壇、漸く板に付いて來た態度で十五分間に亙り財政經濟外交各般の問題を卒直に說明、別項の外交演說をなした

外相の外交演說

國際正義に基き我生命線を確保

而して世界平和に貢獻

【東京二十一日發電通】二十一日貴族院にて發せる內田外相の外交方針演說左の如し

一、滿洲問題

帝國政府は既定の方針に基きまして昨年九月十五日滿洲國政府との間に滿定書を調印致しまして以來滿洲國の獨立國たる地位を鞏固ならしめ、其の健全なる發展を助成する事が滿洲問題解決の根本義であると信じまして、此の根本義に基きまして滿洲國の內外に亙る諸般の施設に付きまして、滿洲國政府と緊密なる協力を續けて參つたのであります、滿洲國の國防竝に治安の維持に關しましては、日滿兩國軍隊の間に共同防衛に關する議定書竝に附屬書に基きまして、日滿兩軍隊は緊密なる協力を續けて參つたのであります、滿洲國の治安は逐年著しく改善せられまして、殊に昨年來匪賊の討伐竝に治安肅正の工作は大いに進捗を見まして、滿洲國內の治安は全般的に著しく好轉の傾向を辿つて居ることは慶賀に堪へないのであります、滿洲國の國防竝に治安の確保は、日滿兩國共通の重大關心事でありまして、日滿兩國は今後共に協力して此の重大任務の完遂に邁進する決意であります、滿洲國の產業開發竝に民生の安定向上に關しましては、滿洲國政府は日滿兩國間の緊密なる協力關係の下に、其の施策に萬全を期して居るのであ

續戦争譜

(96)

志乃田廸司作
清水三重三畫

龍猿狩（六）

「いけねえ〜」

墓術の前へ、駆け込んで来たのが、千一だった。

「どうしたって、かうしたって、まるで、番茶とは？」

「番茶かにこ〜して。

「殴所に暴れとるかのう」

「殴れる、暴れんも、あるものですかい、旦那！」

と、千一、殴れたさまで。

「ぼん敲かさ」

「ぼん敲！」

「ぼん敲が、代官に向って、殴をまくり喰った」

「ほう」

「それだけならいいが、おまけに三つ叩き喰った」

「ほほは、面白い」

「面白い所じゃないですぜ、旦那ぼん敲、牢屋へ入れられましたど」

「さうだらう」

「何とか、してやって下さいませんか？」

「さう」

墓術、さうさと、墓の敷地の方へ行ってしまった。

「も〜〜旦那」

「何だい」

「何だいぢゃありませんぜ、ぼん敲度が、かわいさうでさる、一つ乗り出して下さいませんか」

「と云つても、敲は、外出しちやないからなあ」

「もし〜」

千一が、きつ、となつて云つた。

「あの御墓、一畝、素が買つて来たんで す」

墓敷は、跡形なく答へた。

「敲さ」

「さ、それなら敲竜の、そも〜敲敲は、あたちぢやないですかい？」

「何云へ、敲は火消し〜御用しだだけぢや」

墓敷は、さう云ふと、さつさと行つてしまつた。

それを見送つた千一、きり〜つ、と拇を噛んだ

「おいつは、悪魔でもある！」

千一の御願へ、お谷の笑い表が判かんだ。

新映畫物語

南海の劫火（上）

—R・K・O映畫—

中山侑

音葉

お早う度う、皆さん、昭和七年の新映畫紹介に際して、今年は新映畫物語を設けます。映畫は樂みに觀るものです、新映畫紹介では時々、むづかしい映畫技術とやらの理窟をこねて皆さんを苦しめた事をお詫し下さい、新映畫物語では、封切映畫の面白い處、美しい處のそのままを、お話しする事にします

これがなんと！ラモン・ナバロ！

彼れナバロの素質としての素質が彼れをして昔日の人氣、更さうとしてゐる、茲では昌下に突望を贈て、サヨナラの花束を贈つたラモン・ナバロであつた、そしてトーキー時代の今日ルドルフ・グアレンチノが世界の色男役を一人で背負つてゐた時、インテリな性感の美男子として謳われたのフランシスコの支那町のローマンスを物語つた「ソン・ドーター」に支那人役を出つてゐる

世界一の素晴らしい映畫の殿堂

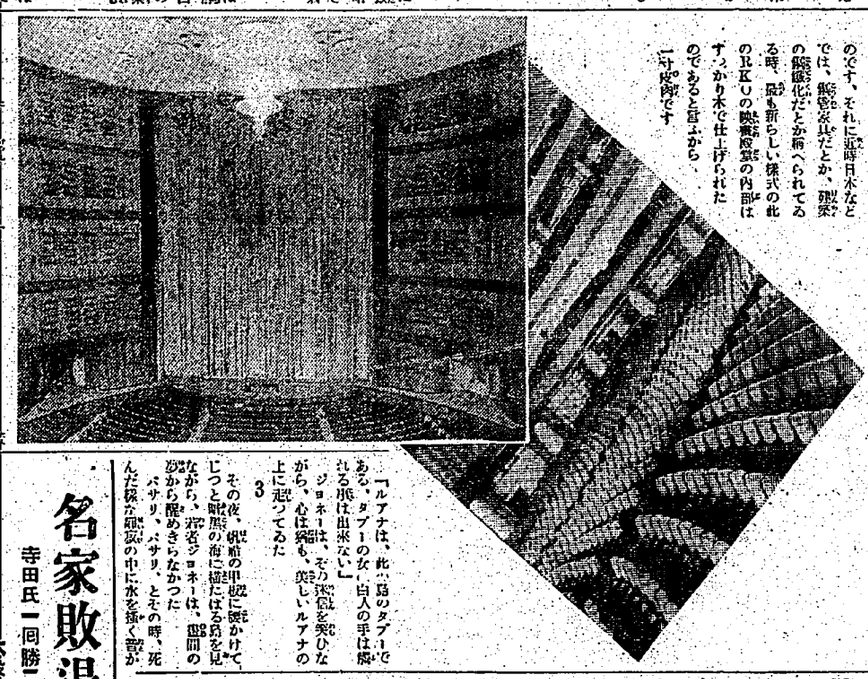

RKO會社の素晴らしい映畫殿堂が今度ニューヨークに成して流石世界一好みのヤンキー連をもつかう感かした、と言ひます、映畫館は三千七百人收容出來ると言ひますから、東京の歌舞伎座に匹敵する程の廣さであり、映畫館はマホガニ仕上げと言ふから全く大したものです、それに遜色其だとか、映畫の發展だとか稱へられてゐる時、最も新らしい樣式の此のRKOの映畫殿堂の内部はすつかり木で仕上げられたのであると言ふから一計物です

「ルアナは、此の島のタブーである、タブーの女、白人の手は觸れる事は出來ない」

ジョーネは、その禁を突ひながら、心は絶ゆる、美しいルアナの上に走つてゐた

3

その夜、帆船の甲板に腰かけてじつと眺禁の海に横たはる島を見ながら、若者ジョーネは、盟間の夢から醒めきらなかつた

パサリ、パサリ、とその時、死んだ様な靜寂の中に水を搔く音が

じつと南海の孤島を凝視してゐた

「素晴らしい景の發見だ」

やがて土人の舟は、船上の白人達が感れて撰する荷物を水中に落く潜つては拾ふ、その度さに子供の様な船上の人達は有頂點だ

「鮫だ、逃げろ」

船上の一人が叫んだ、水中の土人は、その聲に我れ先にとカヌーへ逃げる、遅れ遅れた一人、鮫はその身近に迫つてゐる、ジョーネは、舵を目掛して銛を投げた、銛の綱はジョーネ屋にからんでもんどり打つてジョーネは水中へ落ちた鮫にジョーネを目掛して來る、その時、土人のカヌーから身を躍らして、一人の若い女が水中へ飛びこんだ、彼の女の口にある短刀は、ジョーネを鮫から救つたのだ、若い土人の女の名は、ルアナ此の島の酋長の娘であつた

2

帆船は、その日此の南海の孤島のほとりに投錨した、島の土人の酋長は、此の見知らない白人達を島に招いて、盛大な歡迎會を開いた

夜更けまで、島の男女は、歌つたり、踊つたりして、島の夜は更けて行つた

翌朝、ジョーネは甲板から眼下に見えるカヌーに乗つて、島の方へ向けて漕ぐ

海水は透き通つて、底の砂からちらちらと見える、島には鸚哥が飛び、ほるかに跃げる果、昔さへ聞こえる

「土人の聲だ」

カヌーを漕りながら島からの帆船を目指して漸の船体を陽に照かし土人の聲が聞こえて來た

若人の一人ジョーネは、五体ある、若人の一人ジョーネは、五体ある、カヌーの聲に敷寧しながら、甲板に飛びこんだ、彼の女の口にある短刀は、ジョーネを鮫から救つたのだ、若い土人の女の名は、ルアナ此の島の酋長の娘であつた

2

帆船は、その日此の南海の孤島のほとりに投錨した、島の土人の酋長は、此の見知らない白人達を島に招いて、盛大な歡迎會を開いた

夜更けまで、島の男女は、歌つたり、踊つたりして、島の夜は更けて行つた

翌朝、ジョーネは甲板から眼下に見えるカヌーに乗つて、島の方へ向けて漕ぐ

海水は透き通つて、底の砂からちらちらと見える、島には鸚哥が飛び、ほるかに跃げる果、昔さへ聞こえる

「土人の聲だ」

カヌーを漕りながら島からの帆船を目指して漸の船体を陽に照かし土人の聲が聞こえて來た

若人の一人ジョーネは、五体ある、カヌーの聲に敷寧しながら、甲板に

名家敗退將棋（五）

寺田氏一回勝二人目

六段 △山北孫三郎
平手
六段 ▲寺田梅吉

△山北氏(持駒)　歩

一二三四五六七八九

香 桂 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
王 金 桂 歩 歩 歩 歩 歩 香
飛 桂 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
角 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
香 桂 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
王 金 桂 歩 歩 歩 歩 歩 香
飛 桂 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
角 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香
歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 歩 香

一二三四五六七八九

▲寺王(持駒)　角歩

▲四五歩△同張▲七一角△七二飛▲二六角△六九角成▲四六歩△五四銀▲六八金引△四七馬

▲寺田六段曰く、四五歩は即から4馬迄で居りましたし同桂と跳ねて來れば四八銀で四六歩の筋があつてよろしいと思ふ

▲山北六段曰く、四五同銀は嫌かしい、所で現れ考へて見ましたが他の手段では何れも三六歩、突かれる時が出來て樣勢が苦しくなる四七馬は五九に寄りては二七馬と銀に寄られ四八銀引が出來ていけないと思ひました

寺田君の四六歩は當然なる運びであるが先に馬を作りつつ敵角を壓する意味は實に巧者で何人も學ぶべき好手である、山北君の四七馬は止むを得ない五九に寄るは惡手の如く金馬の交換を敢行して先を取る含みである

▲そこで添病をして國際的惡環境から脫逃せしめる唯一道は所謂北國の進展策の渦程を最進的に有利的に實現せしめる積極的積極的手段ではなからうか、日ソ間の平和的妥協的交涉、即ち日ソ親善の基礎的地盤にて兩國の外交が展開するのでなければ北滿の經營に對しては國内的情勢を期待することは出が難いであらう

◇各々その國柄の根本的相違條件を以て相互の積極的發揮心理を尊重せしめる事は當然である、殊に日支關係は日ソ親善を發展する基礎にて互相されるの、死にならないかと思ふ、兩國ソの現狀と將來とから見て我として一刻も早く日ソ兩國間の實現を期待して止まない次第である

公開欄

本欄は讀者の自由發言の場所で、本紙は不可▲行數は十五字六十行以内▲匿名にても住所氏名は別に記入の事▲取捨は編輯局にあり

日ソ關係とスターリン演説

キヨ六

◇新聞の報道に依れば、去る十日のソヴエット聯邦中央執行委員會總會の開上に於て第一回五ヶ年計畫に於ては、若干未解決の點はあるが、その總括的演說内容は、總て成功的であつたとの事だ、しかも米國の經濟恐慌の影響が加はつて、世界的不景氣の現狀に於て、ソヴエット聯邦は第一次五ヶ年計畫に於ては、若干未解決の點はあるが、その總括的演說内容は、總て成功的であつたとの事だ、しかも米國の經濟恐慌の影響が加はつて、世界的不景氣の現狀に於て、ソヴエット聯邦は第一次五ヶ年計畫の成功を以て、資本主義國の挑戰に備へるため、既に戰時準備を九箇四五分も完了せり、殘りの五六分は今回第二次五ヶ年計畫の勞役を待つのみである云々」という盛況の發言があつたとの事だ、しかも米國する國に依ると既に我が外務省當局は「滿洲日ソ不可侵條約締結問題の最後的解決は消滅せり」とその筋へ申述してゐる

◇此處は今日支那との國交を回復したときく、即ち支那の發展を助成するに、吾人は彼等兩國が吾が國への援助的防衛的軍事的進出に對して共同防衛の手段に出でたものたることと明かである日本の生命線たる兩國に於ける我が國の持つた權益と、その發展の爲めなるに鑑みて、反射的に國際聯盟が新たなる實質的關係に出でたのではないかと思ふ

◇そこで添病をして國際的惡環境から脫逃せしめる唯一道は所謂北國の進展策の渦程を最進的に有利的に實現せしめる積極的積極的手段ではなからうか、日ソ間の平和的妥協的交涉、即ち日ソ親善の基礎的地盤にて兩國の外交が展開するのでなければ北滿の經營に對しては國内的情勢を期待することは出が難いであらう

◇各々その國柄の根本的相違條件を以て相互の積極的發揮心理を尊重せしめる事は當然である、殊に日支關係は日ソ親善を發展する基礎にて互相されるの、死にならないかと思ふ、兩國ソの現狀と將來とから見て我として一刻も早く日ソ兩國間の實現を期待して止まない次第である

臺日案内

	料金	
書籍	三十銭	四十銭
月やく	五十銭	六十銭
醫院	七十銭	九十銭
藥種商	四圓	五圓
寫眞	四圓	五圓
下宿屋	十五圓	二十圓
菓子商	三圓	四圓
高等理髪	八十銭	一圓
旅館	一圓八十銭	二圓四十銭

●寫眞撮影實費試驗開始及答案集六年版定價一圓五十錢發賣中、名古屋市東區二葉新町寫眞店

書籍 月刊雜誌本舗 畔見書店 名古屋市本町二 文化教育會

藥種商 月やく 世界に誇る安全淸下劑 名古屋市西區西柳町 西柳藥品研究所支店

醫院 小林醫院 名古屋大曲輪町二ノ八 電話二八〇番 内科 小兒科

寫眞 寫眞機 寫眞材料 名古屋市西區西柳町 中原醫院 名古屋市西區二丁目 電話二〇〇番

下宿屋 寫眞アルバム 名古屋市西區 フタバ寫眞機部

菓子商 甘栗 名古屋市西區 光商店 電話二〇〇番

高等理髪 江上理髪館 名古屋市中區 電話二〇二番

旅館 お土産に卵ケーキ 名古屋市中區 電話二六一番 からたち家

高等理髪 高等理髪 名古屋市中區 電話二六一番 からたち家

雜件 洋服タンス 名古屋市中區 電話二六一番 からたち家

陶器 陶器 松尾陶器店 名古屋市西區 電話三九五六番

内地土産 檢査濟ポンカン 名古屋市西區 電話三九五六番

小間物 小間物 新保商會 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

保養 保養は家族案内 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

麻雀 麻雀拾圓 文藝堂 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

特許商標 特許商標 岸喜鑑 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

代書人 代書人 蔡玉 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

時計 時計 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

玄米精乳と牛乳 玄米精乳と牛乳 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

黒焼 黒焼 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

ミシン中古賣買 ミシン中古賣買 正美ミシン商會 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

レコード卸 レコード卸 音盤 大阪市西區 大五商店

皮膚病 皮膚病 ナンオー 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

滋強飲料 滋強飲料 スピルカ 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

眼を美しく健全にする眼藥 ハミニール 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

理學博士 小林正造氏指導 醫學博士 劉斗勝昌氏指導 劉大阪府技師 黒沢文七氏監督 二八 十八 戒名 注射劑 七十種 新藥新製劑 百五種 競進研究所 小林藥學實驗所 電話南 (九七一三五番) 振替口座大阪 〇七七〇番 カタログ進呈

新時代の口薫料 仁丹 口が芳へば、お話も芳山度くばかります

獨特の葡萄酢を配す 千日 原料は野菜と果實 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

品質第一 ナショナル石鹸 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

獨特の葡萄酢を配す 千日 原料は野菜と果實 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

BAYER 感冒 に對する著名なる解熱鎭痛劑 バイエル アスピリン 頭痛・神經痛 ロイマチス性疼痛 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

●受驗生必携 資生堂化粧藥 荒れ易い初秋の肌に クレモリン 五十錢・三十錢 皮膚の異狀を治し・肌を艶美にするクリーム ノーシン 名古屋市中區 電話三〇〇〇番

32—1294(O)

漢文臺灣日日新報

松岡代表負全責任
提出意思表示內容
卽我最後案實背水陣

二十日專府電。松岡代表。負全責任。對伊曼斯議長。提出意思表示內容。十八日本案之細詳。處皆讓步。還元於十三日我代表部之修正理事務局案。第一決議案第三項。加滿洲規約。不戰條約。九國條約確認之事。而除非聯盟國招請之件。聯盟側大讓步。空氣好轉。松岡代表。具此決心者。乃伊曼斯。卓爾陶兩氏等之和協努力。一方中國其他小國。欲急移於四項。而會議失敗。和平搖籃之責任。欲轉嫁於日本。此微妙空氣已動。未計與東京屢次破裂。故川義雄代表。歸國。最大限讓步。然此乃最後案。無背水陣也。

總會二十日得開會
至廿一日若無回答
卽起草報告書

二十日專府電。本日十九國委員會。關規約第十五條四項之報告案起草委員會組織提案。卒不探決。若日本回答。至二十一日午後四時不到。則十九國委員會以日本政府回答爲否定的。卽時起草四項報告案。委員會。一般空氣。至四會探擇依四項之報告案之報告書。當以爲可和協。起草報告案。聯盟科總會於本月三十日可開會也。

日本代表部負全責
提出案之內容

二十日專府電。我代表部。負全責任對伊曼斯議長提出之詳細內容如左。

一、十八日委員會。議提於日本案正式提示第一決議案之三項改「調查委員報告書九章諸原則。雖於欲如是解決。與以有力基礎」。「雖於構成有利基礎」。

二、第一決議案四項中。「右日案對於極東情勢進展。得適用至如何程度。雖於一定爲總會責務」改爲「情勢進展。得如何適用云々。

三、第三項末尾。追加「又該解決。確認適合規約。不戰條約。九國條約之規定」字句。

四、理由書二項。「委員會得自調查委員報告書書案八章中。求說明必要之某要素」之中「某要素」。改爲「一切要素」。

以上四點。讓步同時。日本信非聯盟國招請。於十九國委員會意見放棄。決議案不挿入。

委員會
議事內容

二十日專府電。本日十九國委員會。約一時間半祕密會後。結局對十八日之委員會最後的通告。以日本政府回訓未著爲理由。被待到著而散。一二一日午後。翻回會議。伊議長被託修正草。問陶杉村案之日本代表部案。委員會將日本對於十八日委員會所決定之削除。非聯盟國招請之十九國委員可決議案。至諮否四答之間。和協討論。誠爲無益。

拒否此審議。次委員會。審議十五條。四項勸告案。可如配於各委員。或待明日之會議手續。結局決定配付延期。伊議長紹介日本代表部案。委員中無權力主張審議者。某國委員。某二十三日。提議委員會延期。辛被否決。先

高署籌設
人事相談所
指導前科者

高雄署。鑒地勢關係。各地前科者。浮浪者。不良少年等。多數出入。於風紀取締及社會政策上。視爲重大問題。按來月初旬擬增設巡查部長一名。充辦理人事相談所。若實現後。欲與州市社會係及方面委員等連絡。期善導前科者等云。

特務艦抵基
參拜臺灣神社

特務艦青島。入基隆港。於二十

宮中失態及共產黨事件
首相燮理難免有責
政友少壯派決議

二十一日東京電。政友會少壯代議士會。二十日午後六時。在芝三緣亭會合。開共產黨事件。就齋藤首相宮中失態問題。協議結果。決議如左。

決議

總理大臣齋藤實子。在宮中新年宴會失態問題。及共產黨事件所關處理。於我國體。既然不許。總理須負責。以明臣子之分。而此乃超越政策問題之重要事。須於豫算問題審議之一二十一日在院內。迫幹部處理。午後九時散會。又作少壯派中心之國體擁護同盟。以期目的貫徹。

抗日期間短縮一月
遣十二師北上
國府作戰計畫

二十日天津電。國民政府。決定縮少抗日準備期間一箇月。由平漢、津浦兩線。使八個師乃至十二個師北上。現準備中。南京軍事委員會。派何應欽到山東。與韓復榘共同作戰。

追加豫算
七千萬圓歟

二十一日東京電。昭和七年度追加豫算。昨日在大藏省主計局查定中。滿洲事件費四千四十萬之外。爲替差損金二千五百萬其他災害復舊費等。總額當查定爲七千萬圓也。

日俄滿三國
共同委員會
勢必進展

二十一日東京電。因日俄不可侵條約。發生。俄滿國境事故防止之日滿俄三國共同委員會設置之事。外務省與滿洲國協議結果。認須設置。前之日俄不可侵條約締結交涉以後。祕密協議。主義上日俄滿三國間同意成立。俟三月來任之新大使抵東京。必能進展也。

農村負債
國家難補償

二十一日東京電。休會再開議會前。大藏省當局。二十日邀農林省。石黑次官小平農務局長等。聽取農村負債整理組合法案之說明。問題之國家補償。因預金部資金難。預金部局。對於豫算編成。有難色。相約研究融資方法。

臺北市豫算編成難
屎尿問題起波瀾
市當局進退兩難

臺北市明年度豫算編成。業已編著。故西澤市尹。逆與督府及州當局。種々折衝。如不能受補助。不得已將屎尿。而仍歸于請負制度。然州當局。以爲逆轉市衞生施設。有斷然不許可之強硬意見。爲是市當局。于二十日。會集市協當當局。于二陳述各事情。而就市一邊案之三項改「調查委員報告書九章諸原則。雖於欲如是解決。與以有力基礎」。「雖於構成有利基礎」。二、第一決議案四項中。「右日案對於極東情勢進展。得適用至如何程度。雖於一定爲總會責務」改爲「情勢進展。得如何適用云々。三、第三項末尾。追加「又該解決。確認適合規約。不戰條約。九國條約之規定」字句。四、理由書二項。「委員會得自調查委員報告書書案八章中。求說明必要之某要素」之中「某要素」。改爲「一切要素」。以上四點。讓步同時。日本信非聯盟國招請。於十九國委員會意見放棄。決議案不挿入。

是委員會前。伊議長在事務局。與卓事務總長協議。捷克代表。麥氏。與卓總長。與齋而談。麥氏果主張本日會議。至日本政府回答之間。不可審議。然而唱二十一日續開。卓總長婉曲求延期。麥氏等小國之勢銳甚。麥氏忽見。遂貫徹。

(一)　第一万一千七百七十九號　(日曜日)　臺灣日日新報　昭和八年一月二十二日　(別冊附錄)

二月号 婦人倶楽部

別冊附録 家庭百科重宝辞典 第五巻

大好評の家庭常識質問第五巻出來無代贈呈!!

定價 附錄とも 五十錢 東京 牛込 新潮社

夫婦愛と貞操問題 特集 日本發賣

美髪の三ツを聴く座談會

出席者（伊藤波瀾子、早見君子、花柳珠實、千葉登子、金高まき、メイ・ウシヤマ、篠澤愛子、遠藤千代子、關口文子……）

平林たい子を守る・小堀甚二

遭難實話 燃える白木屋の屋上にて

白木屋專務 山田忍三

夫婦間の性愛座談會

巴里と東京を結ぶ戀 逐に悲しき破局は來た 川地三樹フエリシタ

秘話 戀の高津慶子物語

北野秀雄

判妻を導く力の不足

陪審之新聞掲載人 裕アテリア

臺灣日日新報

國際愛破局の眞相

自動車中に卒倒してゐた凄艶な美女！事件は忽ち廣がつて、中野秀人夫妻の悲しい愛の結末が知れ渡つた。今秀人氏は凡ゆる苦悶の裡に靜かに、離婚の公判を待つてゐる。クレオパトラの如き美貌の夫人は、夫の服を身にまとつて、愛するヒデトを尋ねて深夜の街をさまよつてゐる。だが可愛いカルメンさへ生れた二人の間に、何故に今日の破局が來たか。こゝにその眞相がある。

戀愛の破綻と愛の勝利

小柴錦侍

間木村毅 諜者

美人

批戀愛の破綻と愛の勝利

日の出 二月號

二月號は小說・記事澤山更に左の大特輯あり

笑つて暮らせ

身の上相談小說

裸一貫から海外で大成功

彼れの偉さはこゝにある

松岡洋右

死の花嫁

新黄金狂時代

悲痛哀切！彼女の愛人を奪つたものは米國の彼の富びやふ人繪畫財力！

國際悲戀實話

最近大事件實話集

日の出 二月號

見逃す勿れ大變な人氣!!

別冊附錄が又々大評判!!

◉滿洲里に燦やく 青年の死 山中峯太郎
◉破れたる國際結婚 西條八十
◉聯盟總會に躍る 美人諜者 間木村毅
◉戀の歌姫美子物語 高橋邦太郎
◉滿洲建國新祕話 中野江漢
◉侮日怪放送の日本女 柳原白蓮
◉戰へぬ米國海軍 平田晋策
◉結婚初夜の悲劇 加藤武雄
◉教壇から闇の街へ女三角寛
◉媚を賣る華族令孃 中村武羅夫

新女人粧 菊池寛
青い仕事 細田民樹
女人哀樂 吉屋信子
曉に歌ふ 北村小松
地獄の華 大下宇陀兒
浮き連 邦城
湊の夜の出來事

小兒の肺炎に最もよい手當法 小山内科醫士
注射で百日咳を治した實話 酒井高子
恐しい中耳炎の豫防と手當法 木村醫學士

民間療法で難病を治した實話
夫の留守を守る妻の手記（愛する夫の入學試驗の受けさせ方の注意）

定價 五十錢 東京市外代々木八幡 婦女界社發行

花嫁學校
悩める花嫁と母の夫婦愛問答
病氣知らずにたやすく出來る整體術
婦人の生活に必要な電氣の知識
一本で出來る美爪術
一九三三年の新化粧法
人 未 民 法 小

日曜日 臺灣日日新報 (別冊附錄)

中等教科書の國定制問題
自由採用制にも弊害が多い

一

現在の中等教科書は所謂檢定制度によつて出版されてゐる、即ち民間出版者が適當と認めて編輯するか或は出版の業者に依頼して編輯せしめたものを文部省に提出してその檢定を受けることとなつてゐる、從つてこの檢定制度に放任しておけば各種の弊害を醸成するといふので文部省では今回中學校、高女、實業學校全部の教科書を國定とし文部省自身が發行する計畫を樹て目下各方面にわたつて調査中であると聞く、現在全國の中等學校に使用されてゐる教科書は英語百二十數種、國語、地理、その他何れも七、八十種の多數にのぼりその編輯上の巧拙、各種でその何れを採つて以て用ふべきかにつき各學校で選擇に迷はされてゐる有樣である、從つてかゝる教科書が容易となり又各學校間の比較研究者間の批評が生れる譯である。

二

右の如く複雜を極めてゐる現在の中等教科書を國定として單一化した場合の是非を考ふるに、先づ各學校に於て學年の始めに當り生徒各自の教科書を以て內容を組織し生徒自身の頭の向上を圖るであらうから、所と見るとき國定の教科書に對し不滿の點があるであらう、又教授方針に基く各國の學校がソレぞれ獨つて獨立するの弊害も除かれ、全國的に教授方法及教授內容の程度が統一される、從つて教師の移動、生徒の轉學等が容易となり又各學校間の學力の比較もなし得るし兩親學門學校入學試驗に於ける出題方針も比較的容易に決定されることとなる、併し右の如く全國の中等學校生徒の頭を一樣に統一し去ることは、從來の各地各校の教科書の自由採用により各地方に於て與へる教授方針に基き全

河合博士の記念碑
阿里山の今日あるは
同博士の功績に因る
（上）

阿里山と林學博士河合鎗太郎氏　阿里山を云々するのは必ず河合博士の偉功を稱へなければならない　勿論かく敬河合博士は阿里山とは因縁からぬものがある　林務所が阿里山の頂内に同博士の紀念碑を建設し　この廿三日に除幕式を擧行する筈となつたのは宜なるかなである　この紀念會に同博士の銅像と阿里山森林鐵道紀念碑を建設したその偉功を述べることは既る有意義なことであらう

正三位勲二等林學博士河合鎗太郎氏は慶應二年六月十四日越後國金鉱領下名古屋市に生れ明和六年三月十四日東京市赤坂區山原宿一七六の自宅で逝去した　明治二十二年七月二十三歳にして帝國大學農科大學林學科を修め　同二十七年九月同大學選科に入り　同二十七年九月同大學助教授となり十月には總七位に敍せられ明治二十年九月農商務屬に轉任　林業試驗の爲め獨逸へ出張を命ぜられ　同二十九年一月歸朝　同年五月林學博士の學位を授與され　同年五月森林利用學研究の爲め　獨逸　墺國　露國　佛國　瑞西　伊太利　英國　米國　加奈陀　印度　爪哇　錫蘭　海峽植民地　支那　朝鮮を經て　明治三十年五月歸朝　同年七月農商務省山林局長となり　同年十月林業試驗場長を兼ね　同三十一年三月林學博士河合鎗太郎氏特命を以て臺灣山林調査の爲め　臺灣に出張を命ぜられ　同年十月歸朝　同三十二年一月再び臺灣に出張を命ぜられ　同年十二月歸朝　同三十三年一月臺灣總督府技師に任ぜられ　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同三十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同年四月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同三十五年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同三十六年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同年四月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同三十七年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同三十八年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同三十九年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同四十年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同四十一年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同四十二年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同四十三年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同四十四年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同四十五年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同大正元年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同大正二年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同大正三年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同大正四年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同大正五年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同大正六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同大正七年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同大正八年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同大正九年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同大正十年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同大正十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同大正十二年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同大正十三年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同大正十四年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同大正十五年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和二十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和二十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和二十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和二十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和二十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和二十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和二十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和二十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和二十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和二十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和三十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和三十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和三十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和三十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和三十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和三十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和三十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和三十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和三十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和三十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和四十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和四十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和四十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和四十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和四十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和四十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和四十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和四十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和四十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和四十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和五十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和五十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和五十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和五十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和五十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和五十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和五十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和五十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和五十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和五十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和六十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和六十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和六十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和六十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和六十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和六十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和六十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和六十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和六十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和六十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和七十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和七十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和七十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和七十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和七十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和七十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和七十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和七十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和七十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和七十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和八十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和八十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和八十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和八十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和八十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和八十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和八十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和八十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和八十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和八十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和九十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和九十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和九十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和九十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和九十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和九十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和九十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和九十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和九十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和九十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百二十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百二十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百二十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百二十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百二十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百二十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百二十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百二十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百二十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百二十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百三十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百三十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百三十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百三十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百三十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百三十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百三十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百三十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百三十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百三十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百四十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百四十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百四十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百四十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百四十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百四十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百四十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百四十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百四十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百四十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百五十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百五十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百五十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百五十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百五十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百五十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百五十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百五十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百五十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百五十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百六十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百六十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百六十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百六十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百六十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百六十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百六十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百六十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百六十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百六十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百七十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百七十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百七十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百七十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百七十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百七十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百七十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百七十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百七十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百七十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百八十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百八十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百八十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百八十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百八十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百八十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百八十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百八十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百八十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百八十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百九十年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百九十一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百九十二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百九十三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百九十四年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和百九十五年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和百九十六年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和百九十七年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和百九十八年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長專任となり　同昭和百九十九年一月臺灣總督府技師を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師專任となり　同昭和二百年一月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年三月臺灣總督府山林課長專任となり　同年十二月臺灣總督府技師を兼任し　同昭和二百一年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師專任となり　同年十二月臺灣總督府山林課長を兼任し　同昭和二百二年一月臺灣總督府山林課長專任となり　同年三月臺灣總督府技師を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林課長を免ぜられ　同昭和二百三年一月臺灣總督府技師專任となり　同年三月臺灣總督府山林課長を兼任し　同年十二月臺灣總督府山林

ラヂオ・ホール

今日の番組

J・F・A・K
一月廿二日（日）

午前の部

【八・〇〇】全國氣象通報（東京）
△今日のお天氣のお知らせ並に測候所發表△霧北並郊外の天氣△茶話會並に閉山小梅發表△今日の相撲番組、猪の吉野富
【一一・五九】正午の時報△氣象通報發表のち△放送局だより△ニュース

午後の部

【〇・二〇】管絃樂時間（ニコード提供）一、歌劇「魔彈の射手」序曲（ウエーバー作曲）指揮伯林國立歌劇場管絃樂團　二、歌劇「オベロン」序曲（ウエーバー作曲）指揮伯林國立歌劇場管絃樂團　三、ピアノ獨奏曲「ポロネーズ」（ショパン作曲）ピアノ獨奏ヴラディミル・ホロヴィッツ　四、ヴァイオリン獨奏曲「ツィゴイネルワイゼン」（サラサーテ作曲）ヴァイオリン獨奏ヤッシャ・ハイフェッツ　五、歌劇「ウィリアム・テル」序曲（ロッシニ作曲）指揮伯林國立歌劇場管絃樂團
【二・〇〇】講演（東京）
【二・三〇】長唄（京都）
【三・〇〇】時報（東京）
【三・〇一】京都、大阪、名古屋中繼
【三・三〇】講演（東京）
【四・〇〇】子供の時間（臺北）
【四・三〇】夜間の部の番組發表
【五・〇〇】國語（標準語）講座（東京）
【五・三〇】夜間の部の番組發表
【六・〇〇】子供の時間（臺北）
【六・三〇】夜間の部の番組發表
【七・〇〇】講演（東京）
【七・三〇】演藝（東京）
【八・〇〇】時報（東京）
【八・〇一】京、大阪、名古屋中繼
【八・三〇】講演（東京）
【九・〇〇】ニュース（東京）
【九・一〇】天氣豫報（東京）
【九・二〇】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【九・三〇】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【九・四〇】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【九・五五】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【一〇・〇〇】時報（東京）
【一〇・〇一】京、大阪、名古屋中繼
【一〇・三〇】講演（東京）
【一一・〇〇】ニュース（東京）
【一一・一〇】天氣豫報（東京）
【一一・二〇】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【一一・三〇】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【一一・四〇】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【一一・五五】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【一二・〇〇】時報（東京）
【一二・〇一】京、大阪、名古屋中繼
【一二・三〇】講演（東京）
【一二・四〇】ニュース（東京）
【一二・五〇】天氣豫報（東京）
【一二・五五】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【一・〇〇】ニュース（東京）
【一・一〇】天氣豫報（東京）
【一・二〇】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【一・三〇】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【一・四〇】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【一・五五】氣象通報ニュース（臺北のみ）
【二・〇〇】相撲の中繼（東京、東京大相撲の中繼（番組豫告十日目）
【東京南鍋横町放送局より】【五・〇〇】講話の實況の時間（臺北）茶中神彰化郡の部一、詩吟【金の夢】二、講話（婦氏月桂子十二名）二、講話（婦氏月桂子十二名）三、講話（婦氏月桂子十二名）四、講話「青年團練成」（婦氏秀枝）四、講話「小山羊」（婦氏秀枝）五、講話「卵と鼓」（婦氏秀枝）五、講話「卵と鼓」（婦氏秀枝）六、講話「故小林氏（婦氏玉蘭）七、講話「國語練習の實況」（生氏秀雲外六名）八、詩吟「二羽の鸚鵡」（生氏志雲外八名）九、講「二羽の鸚鵡」（婦氏六林氏）終外十三名）十、合唱
【六・三〇】夜間の部
【六・三〇】夜間の部
【六・三〇】夜間の部

爲替對策を確立し 通貨の調節に進む

經濟回復の緒にある際 公債主義亦止むを得ず

藏相の演說

【東京二十一日發電通】衆議院に於ける藏相の財政演說左の如し

豫算編成

昭和八年度歲出入總豫算金額は二十二億三千九百餘圓であるが歲入豫算は經常部二億八千九百餘圓、臨時部九億五千餘萬圓で、歲出豫算は經常部十三億五千七百九十餘萬圓臨時部八億八千百十萬圓である、之を前年豫算額に比すれば歲入豫算部に於て七百餘萬圓、臨時部で二億八千八百二十萬圓、歲入合計二億九千五百二十餘萬圓を增加し、又歲出豫算部にて一億四千九百十餘萬圓、臨時部一億四千六百餘萬圓、合計二億九千五百二十餘萬圓を增加してゐる、次に歲出總額は前年實行豫算に比し二億九千五百二十餘萬圓を增し總額二十二億三千九百餘萬圓に達し、歲入全部をもつて賄ふ通歲出を賄ふことは不可能である歲出增加額は巨額に上り到底增稅其他の增收計畫に依り全部を支辨することは不可能であるのみならず、例へその一部を補塡する目的を以てしても增稅計畫を圖ることは經濟回復の緒にある、今日大局より見てまだその時期でないから、歲入不足は公債財源に依ることとした

經濟大勢

次に私は一般經濟界の狀況に就き一言す、世界各國は今尙非常な經濟界の悲境に煩悶しその打開策に苦慮してゐるが、前途の見透し困る困難である、就中世界經濟界の復活に最も重大な關係を有する歐羅巴諸國との間に於ては依然として何等の解決を見ず、又我國と密接なる關係ある米國に於ても未だ確實なる曙光を認むるに至らない、然し乍ら我國は歐米諸國と異り獨自の立場にあり、今日の經濟界の不況は我國獨自の原因に基くよりも寧ろ諸外國の經濟不況の影響を受けたるに外ならない、然しなが

曙光

(215)

生方敏郎作

中野修二畫

赤兒は泣く (三)

赤兒は、それも男の子だから、泣き方も烈しかつた。

赤い顔を一層赤にし、高い聲を二倍高くして泣いた。初めは唯だ、泣くだけだが、つひには涙を流し全身から汗を流して泣いた。泣きつづける態に、聽には、いくら泣いたら止るのか、泣き聲が、いつまでつづくのかと、不安にさへなつて來る。

赤兒は、泣くのが仕事だ。泣くことは、彼の日課のやうなものだ。

だから、泣き聲が、一時間も二時間といふ長時間に渉つて、凡そ二時間といふ長時間に泣く男の子だから、泣き方も烈しかつた。

赤兒は、それも男の子だから、泣き方も烈しかつた。

赤い顔を一層赤にし、高い聲を二倍高くして泣いた。初めは唯だ、泣くだけだが、つひには涙を流し全身から汗を流して泣いた。

泣くことは、彼日課のやうなものだ。

泣くのは、恐らく他の二つの場合くらゐのものだ。

彼はまだ僅らかの發聲器を持つことがある。それは聽に入れられる時で、何となく無氣味で、腕しいから、小さな聲を固く縮つて、耳へかつぐ。附し腹ひさへ上手なことはない。女の子は、そんな場合にも泣きたがるが、男の子は泣かない。腹痛の出んだのは男兒だつた。

だから、腹に拳げた二つの場合より他、泣かない男だつた。

泣いても、聲が嗄れさへしなければ、すぐ其場からぎつかりと泣き止む男だつた。それだのに、二時間越きに三分間といふ發乳の時間が、この何も知らない、何の樂もない赤兒を苦しめて、泣かせた。

「おい、ひどく泣くやあないか？可哀さうに、見ろ顔を腫して泣いてゐるお。乳を飲ませてやつたら何うだね？」

と、春田は赤ン坊を代弁して、母に發乳を要求してもみた。

しかし母親は從かなかつた。彼女は何處までも醫院の發乳の時間の嚴守を、

「でも、まださうきくれてから、二時間經らませんわ」

と、いつて、すげなく斷るのだつた。

春田は、でも、惨しく泣いて。

「飛機の因人ぢやあるまいし、さう規則づくめでなくつたつて、宜いだらう」

「いいえ、まだ時間までには、十五分もありますから」

「十五分くらゐ、早くつたつて、泣き聲が一時といつたからつて、凡そ二時間といふ時間も泣くんだ。赤ン坊に食慾が無いんなら、それも宜からうが、もう先刻から飲みたくつて、この通り泣きつづけてゐるんだからな。二時間な慾り無い子供の泣き聲なんだ。それも赤ン坊がいやに成るまで、充分飲ませた後ならまだしもだけれどもつか三分か五分くらゐ飲ませて、まだ泣き聲を無理やり乳首はなさせて泣いて、それでまた二時間も待つ…せるなんて、まるで赤ン坊の千秋だ。醫院にも醫のあつたものだ。」

かうして、春田が醫ださとして就いても、母親は頑として從かなかつた。

「本當に、お可愛さうですけど……」

と、醫師が慰めて行つた附添の助手も、淋しく笑つて、同情するにはしたが、すんで醫師の意見を破らせやうとはしなかつた。

がらない醫である。醫者は一定に當の放を以て全地の土地所有權を繁昌する期間中萬局はその地所有者に對して金利を支拂ふ義務なきか、國家はその有する權益を擴張する爲めには、國力、國へても猶且つ之を死守するのである。何らの利益も與へないのみか、年々歳々巨額の經費を要する無茶な臺北市都市計畫は、惨まる無茶な臺北市都市計畫は惨いが百年の後に殘すものであつて診察の發表によつて優劣するより外なき醫學の土壇場にまで追ひつめられた一部市民（吾輩も其一人）の異議の一部を代表して切にお願ひ申す次第である。

（以下次號）

非難さるる都市計畫案 (下)

—島都に此の矛盾—

△…一市民(投)…▽

臺內務市長の談によればこの都市計畫はただ机上で地圖に線を引いて見た丈けであつて實現時は二十年先になるか分らず、今の所その爲めの費用は一文もないのであつて實現するには少くとも六千萬圓乃至一億萬圓の費用を要するの勘であつたり、いかさまさもこそと頷かれる。後藤伯は八億萬圓の經費を投出して東京市を市に改上げ返に理想的の都市を建設しやうと謂つて憚らず、爲めに東京市は惨い多日に於て東京市を發表するにはその實施に要する資金の出所を考慮してからかのがほんたうではあるまいか。

發表され 三十年先 ざる

都市計畫法及公設地帶の組織ばかりでも臨時二百六萬三千五百餘圓となりその間道を加へると少くとも四百萬圓以上に達し最りに一年十五圓としても土地買收費丈けにも五千萬圓入らぬ話である。市の人口二十四萬であるから本島人の大家族を合せて一戸八人平均とすれば二萬戸の戸數と假定すれば一戸の平均負擔二十圓と實力なきは勿論この十分の一もないといふまでもない、して見れ

貴擔能力

ば該案に實現不可能の机上の空論に過ぎないといふ事になり、かかる案を發表するといふ事は當局の怠慢ではあるまいか、而してこの無責任なる計畫案の適當發表地には發案する者も土壇する者も許されないのである。即ち土地所有者はその所有權行使を禁止せられるのである、故にここには自分の土地でありながら住居を構へる事も出來ないしこんな所には

責らうと

しても到手もなく無謀物件にする者も不可能であるから金融の途は絶え從つて借金せるものは金利はキチンキチンと支拂はねばならないのであるから土地所有者こそウダツがあがらない譯である、而して土地所有者の利益は都市計畫の進捗と共に增加するものであるから、都市計畫の進捗は土地所有者の利益增加の爲めに外ならない、故に

他の條項無修正ならず
帝國政府は受諾せず
きのふ外務首腦部會議を開催

【東京二十一日發電通】二十日十九國委員會はチェコ代表ベネシ外相の報告に依り滿洲代表より提出された對案の討議を延會し昨十二月の決議案に遡し來る國際聯盟總會の招集を決定せる他の條項の受諾に付き二十四時間の期限付にて帝國の諾否を問ふ件に付き二十一日正午請訓が到著したので外務當局は直ちに首腦部會議を開き折柄同訓を發する事になつたが大體左の如きものと期待されてゐる

一、政府は非聯盟國招請を唯一の反對點とするものにあらず從つて之が撤回さるるも他の條項を無修正のまま受諾し得ず

二、決議原案中他の條項に對しては昨十一月十六日付訓令に示された數點に付き納修正削除を要求するも圓滿な結果に達せんためその若干に就ては之を緩和す用意あり

わが回訓案

【東京二十一日發電通】二十日の聯盟十九國委員會の席上に於ける我代表部よりの訓電に基し外務當局部には二十一日午後五時左の回訓を發した

一、帝國は滿洲問題の如く昨十二月決議原案及びドラモンド事務局長、杉村帝國聯盟局長案に對しては尚若干修正要求を有するも我根本方針を阻害されざる限り之を緩和する用意あり

一、代表部案は帝國の修正要求に基く十二月決議案を基礎とし之を承認す

二、帝國は昨十二月決議案と代表部案の中間に滿足な結果に到達し得べきを期待し居り帝國代表は閣議決定の趣旨を體し修正折衝に努められたし

右回訓に依り外務當局は代表部を援護として聯盟の空氣を醸分緩和し形式的に歸入することにより相互の歩み寄りに到達するは避らずしも困難ならずと見てゐる

【ゼネバ二十一日發電通】二十日の十九國委員會の決議に基き代表部よりの訓電に基し十九國委員會の十八日の會議で決定せられた案を基礎としては滿洲代表部案の第四項その他につき我代表部としては十九國委員會へ更に新になる申出でをなす意思なき旨を聲明し尚若干修正折衝に依り解決の可能性あるも

と見てゐる

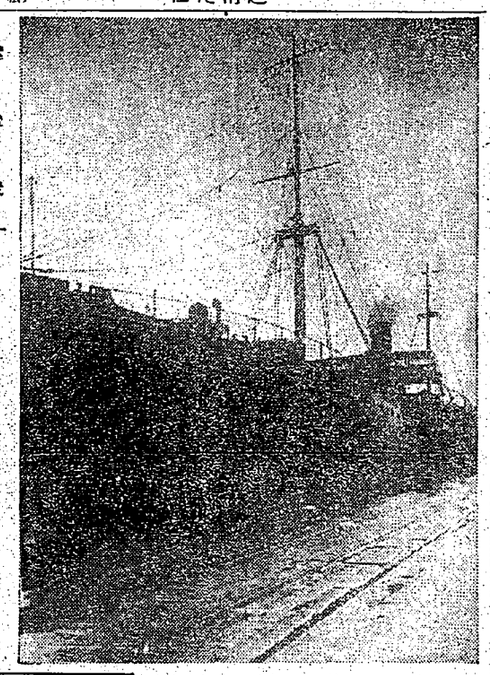

代表部案を基礎に邁進
政府の回訓を待つ

【ゼネバ二十一日發電通】我代表部會議は十八日の十九國委員會の決議に基き政府の回訓を待つことゝし二十日後の代表部會議は午後十時より十五分間で打切られた、若し東京より代表部案に同意の回答を寄せ來れば二十一日に代表部案として提示せるものに付き同國委員會に對し正式に代表部案の滿洲部分を求め極力代表部案を基礎として所信を貫徹する方針である

直ぐ四項に移さず
根氣よく折衝を繼續

【ゼネバ二十日發電通】十九國委員會は昨年十二月の決議原案に對する我修正要求の回訓と帝國代表部の態度とを比較研究の結果、政府當局は直ちに首腦部會議を開き折柄同訓を發する事になつたが大體左の如きものと期待されてゐる

一、政府は非聯盟國招請を唯一の反對點とするものにあらず從つて之が撤回さるるも他の條項を無修正のまま受諾し得ず

二、決議原案中他の條項に對しては昨十一月十六日付訓令に示された數點に付き納修正削除を要求するも圓滿な結果に達せんためその若干に就ては之を緩和す用意あり

わが回訓案

【東京二十一日發電通】二十日の聯盟十九國委員會の席上に於ける我代表部よりの訓電に基し外務當局部には二十一日午後五時左の回訓を發した

一、帝國は滿洲問題の如く昨十二月決議原案及びドラモンド事務局長、杉村帝國聯盟局長案に對しては尚若干修正要求を有するも我根本方針を阻害されざる限り之を緩和する用意あり

一、代表部案は帝國の修正要求に基く十二月決議案を基礎とし之を承認す

二、帝國は昨十二月決議案と代表部案の中間に滿足な結果に到達し得べきを期待し居り帝國代表は閣議決定の趣旨を體し修正折衝に努められたし

右回訓に依り外務當局は代表部を援護として聯盟の空氣を醸分緩和し形式的に歸入することにより相互の歩み寄りに到達するは避らずしも困難ならずと見てゐる

英外相の歸壽で
形勢は緩和せん
期限附の回答要求は必ずしも
最後通牒を意味せず

【東京二十一日發電通】十九國委員會は昨年十二月の決議原案に對する我修正要求の回訓と帝國代表部の態度とを比較研究の結果、政府當局は直ちに首腦部會議を開き折柄同訓を發する事になつたが大體左の如きものと期待されてゐる

一、政府は非聯盟國招請を唯一の反對點とするものにあらず從つて之が撤回さるるも他の條項を無修正のまま受諾し得ず

二、決議原案中他の條項に對して

氏の滿意は東京よりの回答が例令十九國委員會の十八日の會議で決定せられた案を基礎としては滿洲代表部案の滿洲部分を求め極力代表部案を基礎として所信を貫徹する方針である

直ぐ四項に移さず
根氣よく折衝を繼續

【東京二十一日發電通】二十日の聯盟十九國委員會の席上に於ける我代表部よりの訓電に基し外務當局部には二十一日午後五時左の回訓を發した

一、帝國は滿洲問題の如く昨十二月決議原案及びドラモンド事務局長、杉村帝國聯盟局長案に對しては尚若干修正要求を有するも我根本方針を阻害されざる限り之を緩和する用意あり

一、代表部案は帝國の修正要求に基く十二月決議案を基礎とし之を承認す

二、帝國は昨十二月決議案と代表部案の中間に滿足な結果に到達し得べきを期待し居り帝國代表は閣議決定の趣旨を體し修正折衝に努められたし

右回訓に依り外務當局は代表部を援護として聯盟の空氣を醸分緩和し形式的に歸入することにより相互の歩み寄りに到達するは避らずしも困難ならずと見てゐる

英外相の歸壽で
形勢は緩和せん
期限附の回答要求は必ずしも
最後通牒を意味せず

【東京二十一日發電通】十九國委員會は昨年十二月の決議原案に對する我修正要求の回訓と帝國代表部の態度とを比較研究の結果、政府當局は直ちに首腦部會議を開き折柄同訓を發する事になつたが大體左の如きものと期待されてゐる

一、政府は非聯盟國招請を唯一の反對點とするものにあらず從つて之が撤回さるるも他の條項を無修正のまま受諾し得ず

二、決議原案中他の條項に對して

氏の滿意は東京よりの回答が例令十九國委員會の十八日の會議で決定せられた案を基礎としては滿洲代表部案の滿洲部分を求め極力代表部案を基礎として所信を貫徹する方針である

第四項の適用は
介意するに足らぬ
陸軍當局が聲明發表

【東京二十一日發電通】聯盟の大勢が依然昨十五日四項に移らんとしつつあるに關し陸軍では當局の態度を發表した

聯盟と日本との論爭點は滿蒙ある五代的國家論に起つた紛爭に適用すべき原則を極東特殊の事情を考慮することなくその儘當てはむべきか否かにある、極東に關係を持たぬ歐米の小國は 自國關係一點張りから理想論と討死を決めたものか日本の脫退を望むか如き態度となり、十五條四項適用の情勢殊に不利になつて來た、荷ゆえ忍耐と持久力を發揮し解決に努むべき十九國委員會が早くも努力を放棄し脫退を以て我に迫るの外なく、世界と共に我に對する最後通牒を意味するにあらず、二十三日サイモン英外相のゼネバ歸りに依り緩和されるものと期待される、今後の交渉に於て政府は

一、決議原案の修正緩和

一、代表部案の支持

の兩面に立ち、危機の除去に到達し得るものと期待してゐる、何れにせよ決議案が總會の表決に附されるの時は政府としては決議原案及びドラモンド杉村案二點する修正要求理由を開陳した上棄權するに決定した

市民負擔の問題で
總督その他に陳情
屎尿處理費問題コヂれて
島都の協議會員動く

臺北市が豫算編成に際し屎尿處理費のプリ據に依つて一部負擔を見たことは既報の如くだが二十日夜西澤市助役が市當局の意向を承認し、市協議會の意見を求めて來たので二十一日午前八時半から市役所樓上第一會議室に於て開催した、出席者は野百六、大澤、陳其春、張清進の七名同委員は

【希望と】して

一、市當局は內務部、財務部及び中川總督にも陳情することとなり同夜安田、大澤、陳其春、張清進の七名は

【知事は】

實は此の問題に就て既に前に通達を發してをり說明の必要なきものと考へてゐるが今に於てブリ返したる意味である市協議會の現狀から、何等かの意見を具申するならば之に對し

【知事は】

實は此の問題に就ては、昨年度豫算編成當時から屢々說明し、又市協議會の意見をも聽いて、其の結果本年度豫算に於ては、市の負擔を減じ、其の減じた分は、總督府に於て負擔することとなつたのであるから、市協議會の意見は、既に滿足されたものと思ふ、と答へた、尙ほ此の問題に關しては

漢文 臺灣日日新報

貴族院本會議
廿一日午前十時開會

二十二日東京電。二十一日貴族院本會議。午前十時十分開會。六十四議會本號。於是開幕。首相外相演說施政方針。欲聽二院伯質問。傍聽席滿員。十時五分。振鈴。齋藤首相以下國務大臣入場。十時十分。德川議長宣言開會。報告九條。道賀公爵去時。代表貴族院。恭謝皇太后陛下慈安。且貴族院。欲皇陛下無異狀可決。齋藤首相演說施政方針。約十五分間。就財政經濟外交各般問題。明瞭演說。頗有元氣。次內田外相外交演說。低聲對國務大臣演說質問第一陣。二院方德伯(研究)登壇。余謂問非常時日本指導精神。國民信念。思想。首相謂日本未脫非常時若然則國民當以如何信念。處此非常時乎。余想為國家個性之問題。高唱國家個性重要原因。質問政府信念。次顧文相現在國民思想動搖困難此非教育缺陷所致乎。現在教育。乃解剖分析實證主義之教育。受此主義教育之青年學徒。遂於歸趨。明治教育成統一堅固之國民精神。最近教育須此明治教育。東尾崎行雄氏自倫敦發到日本之文例。顧不知古典形式。而受注西歐主義教育。為從外來思想所動。古典教育。精神的銷國主義亦不可。國家個性之伸長。使國民精神緊張發展之國家主義。據我國在來精神。即平和主義。為東亞國家個性掛外發揮退嬰之事。教育上須注意禁戒。此國家個性。各植民地亦存在。朝鮮有朝鮮固之魂故植民政策。不可不研究植民地國家個性。各根所見如何。

高唱國家個性降臨。齋藤首相。高唱國民精神歸趨。精神教育。精神文化。二荒伯意見。與之同感。過激主物質文明西洋思想之風潮。實遺憾事。欲使我國在來精神文化徹底。

一通電協議會
滿場一致可決

南栗郡通電。庄協議會。去十九日午前十時。由池田郡守及庄協議員十五名。

南部正米市場組合
訪須田商工課長
陳情創立必要

南部正米市場組合創立委員謝大江。杉原佐一。鐘及買賣圓滑。希至五月頃幹事。高木拾郎。黃元德及同組合產業役之泉高雄外相演說施政方針。欲聽二荒伯質問。傍聽席滿員。十時五分。振鈴。齋藤首相以下國務大臣入場。十時十分。德川議長宣言開會。報告九條。道賀公爵去時。代表貴族院。恭謝皇太后陛下慈安。且貴族院。欲皇陛下無異狀可決。齋藤首相演說施政方針。約十五分間。就財政經濟外交各般問題。明瞭演說。頗有元氣。次內田外相外交演說。低聲對國務大臣演說質問第一陣。二荒伯(研究)登壇。余謂問非常時日本指導精神。國民信念。思想。首相謂日本未脫非常時若然則國民當以如何信念。處此非常時乎。余想為國家個性之問題。高唱國家個性重要原因。質問政府信念。次顧文相現在國民思想動搖困難此非教育缺陷所致乎。現在教育。乃解剖分析實證主義之教育。受此主義教育之青年學徒。遂於歸趨。明治教育成統一堅固之國民精神。最近教育須此明治教育。東尾崎行雄氏自倫敦發到日本之文例。顧不知古典形式。而受注西歐主義教育。為從外來思想所動。古典教育。精神的銷國主義亦不可。國家個性之伸長。使國民精神緊張發展之國家主義。據我國在來精神。即平和主義。為東亞